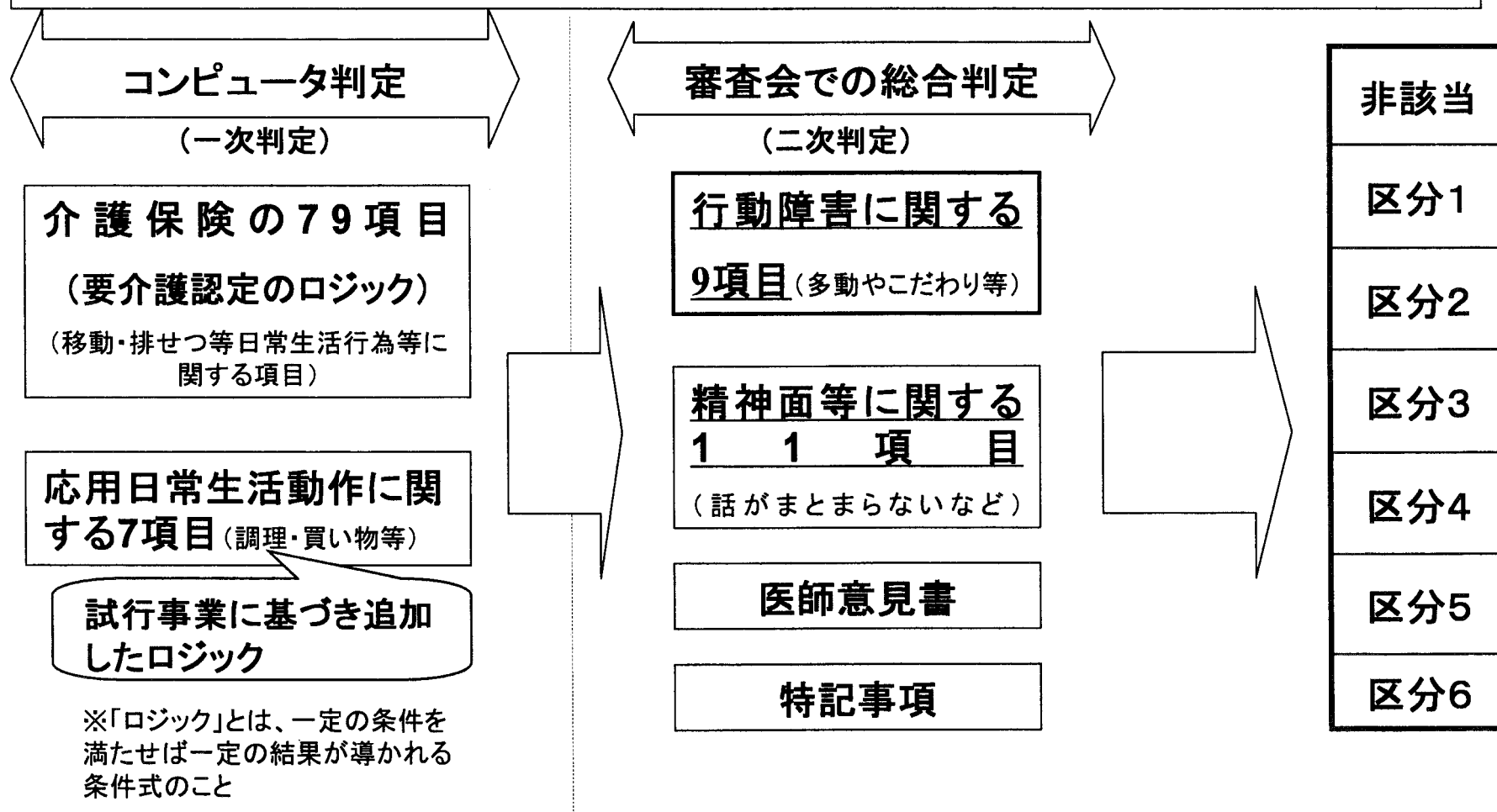
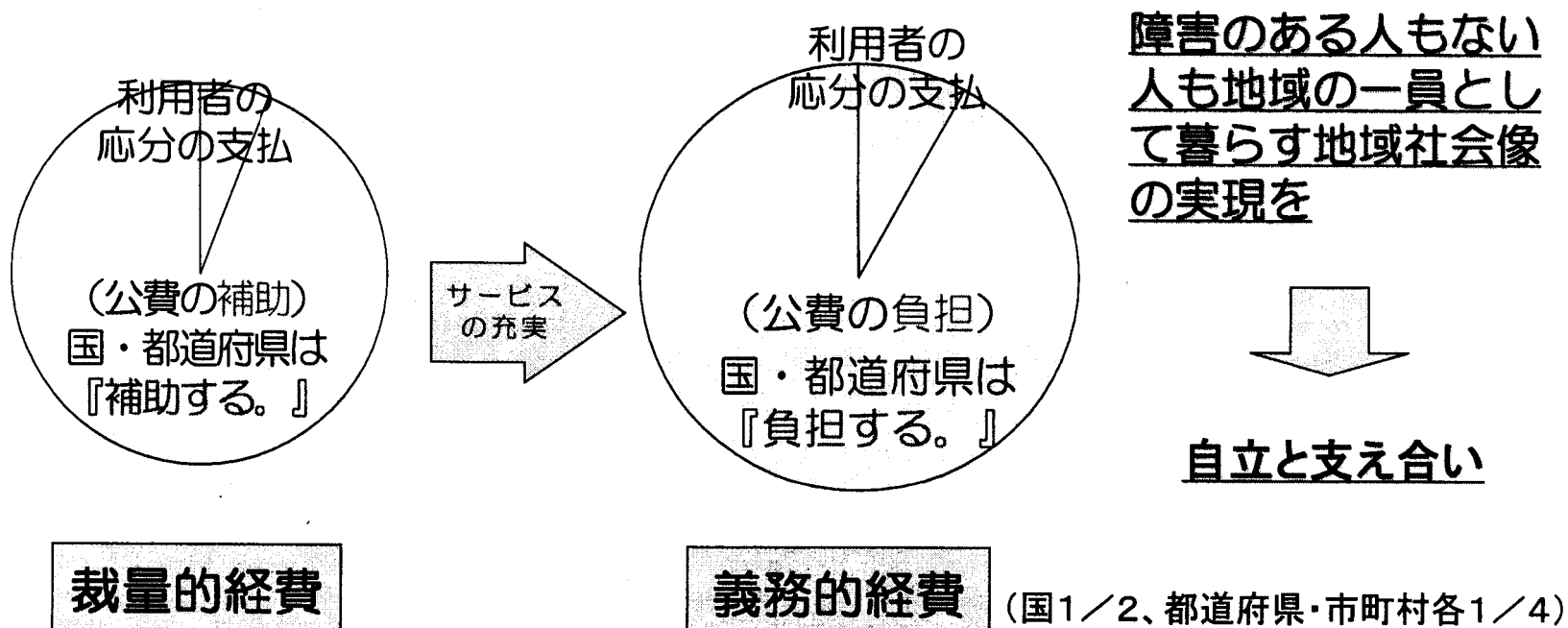


障害程度区分認定の仕組み

介護保険の要介護認定基準(79の調査項目)に、より障害特性を踏まえるよう、27項目の調査項目を追加して、試行事業を実施。→ 現状に照らして妥当な結果が得られたことから、結果を分析し、コンピュータにより適切な評価が可能であることが科学的に検証された項目については一次判定に盛り込み、コンピュータ判定では適切な評価が困難な項目については二次判定で総合的に評価する仕組みに。



財政基盤の強化



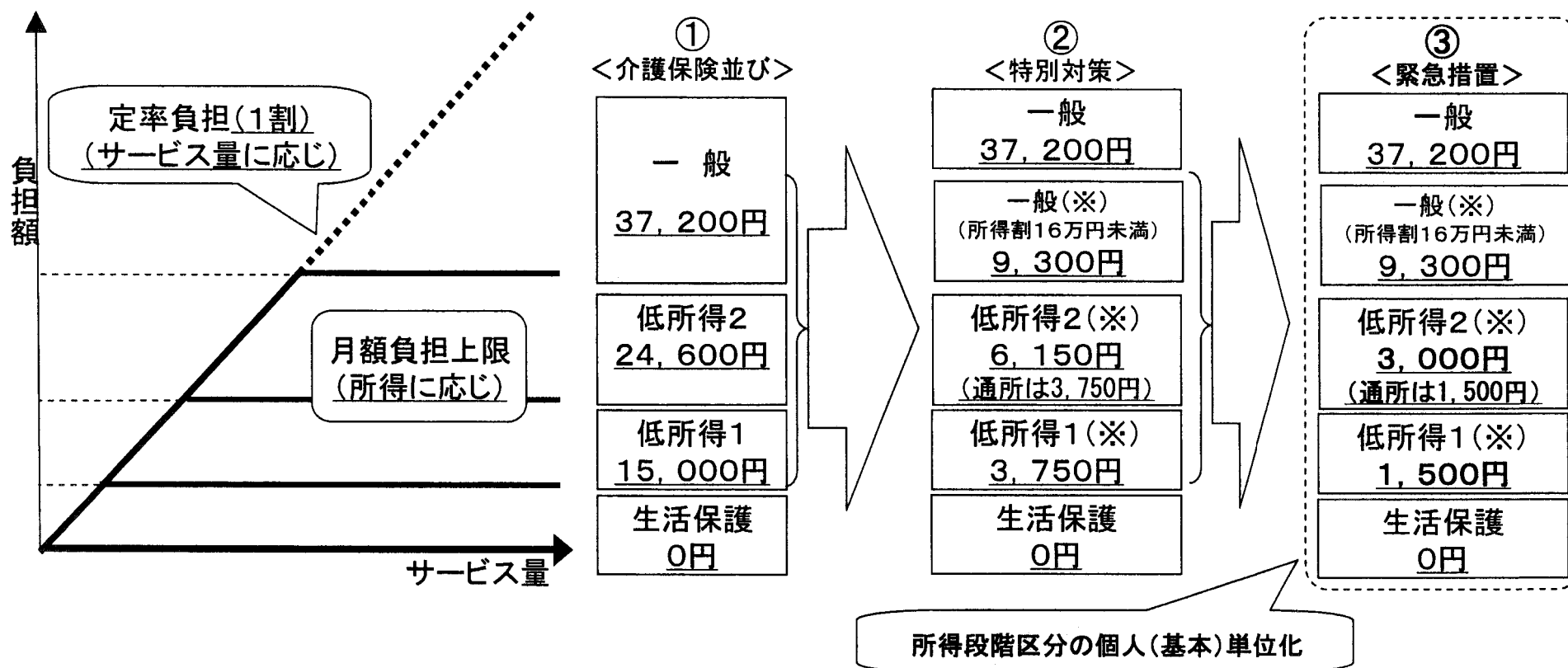
- 無理のない形で利用者負担をお願いし、国や都道府県のホームヘルプサービスに係る負担を義務的経費化し、財政基盤を強化します。このことにより、より多くの方に障害サービスを提供することができます。

所得段階に応じた負担限度額の設定

(居宅・通所サービスの場合)

障害者

- ① 定率負担が過大なものにならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)
- ② 「特別対策」による負担軽減 (①の限度額を1/4に軽減。平成20年度まで。)
- ③ 今回の緊急措置 (②の限度額を更に軽減。平成21年度以降も実質的に継続。)



(1) 一般:市町村民税課税世帯

(2) 低所得2:市町村民税非課税世帯((3)を除く)

(3) 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、利用者本人(障害児の場合はその保護者)の年収が80万円以下の方

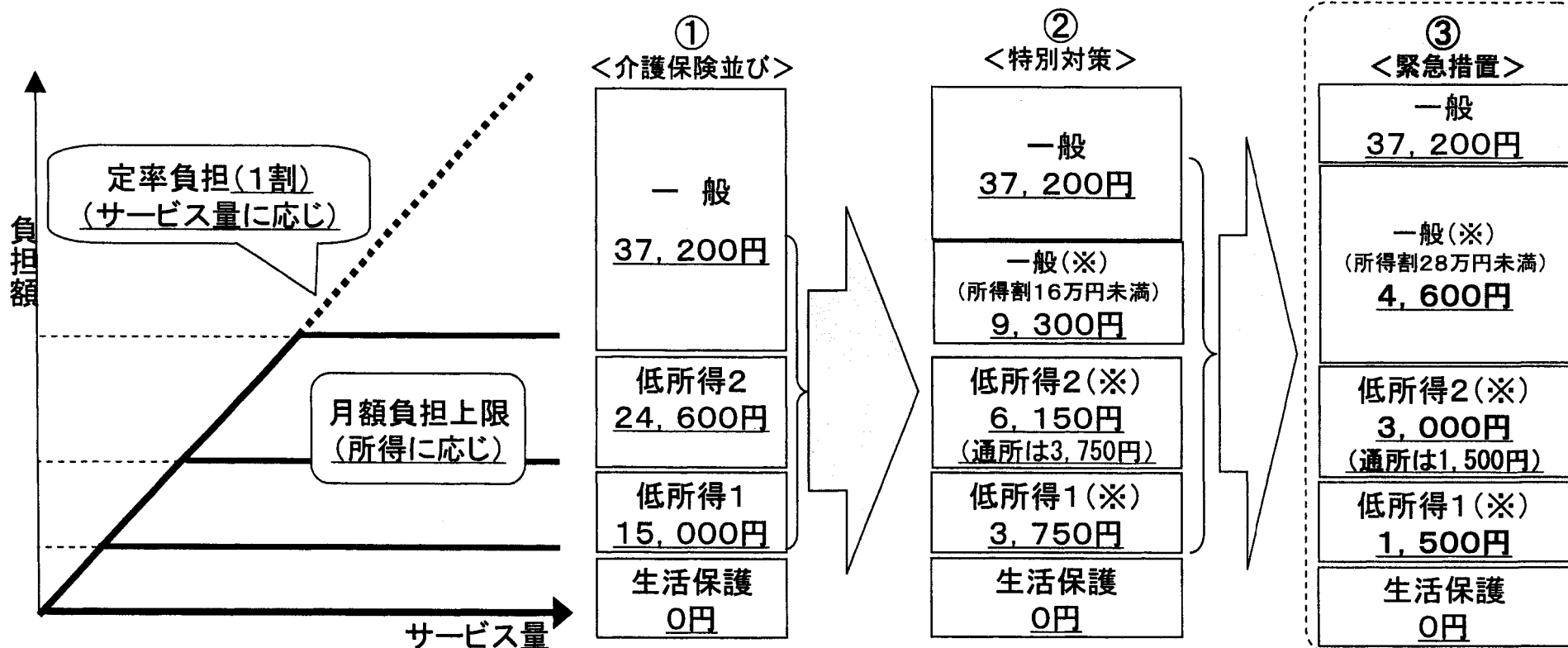
(4) 生活保護:生活保護世帯

(※)資産要件有り

所得段階に応じた負担限度額の設定 (居宅・通所サービスの場合)

障害児

- ① 定率負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)
- ② 「特別対策」による負担軽減 (①の限度額を1/4に軽減。平成20年度まで。)
- ③ 今回の緊急措置
(対象世帯の拡大とともに②の限度額を更に軽減。平成21年度以降も実質的に継続。)



- (1) 一般:市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2:市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、利用者本人(障害児の場合はその保護者)の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護:生活保護世帯

(※)資産要件有り

平均的な利用者負担率（平成20年度：緊急措置実施後）

- 障害者自立支援法の利用者負担は、最大1割であるが、緊急措置後の平均的な利用者負担率は、概ね3%程度となっている。

居宅サービス	平均約2%	（約18万人）
通所サービス	平均約1%	（約18万人）
入所サービス	平均約5%	（約14万人）
計（全体）	<u>平均約3%</u>	

※ 平成20年度予算〔緊急措置（20年7月施行）〕ベースを満年度したもの。

特別対策の概要(3年間で国費1,200億円)

1. 利用者負担の更なる軽減 (平成19年度当初、20年度当初:計240億円)

→ 負担感の大きい通所・在宅、障害児世帯を中心とした対策を実施

・通所・在宅 1割負担の上限額の引下げ(1/2 → 1/4)

軽減対象の拡大(収入ベースで概ね600万円まで)

※障害児については通所・在宅のみならず入所にも対象拡大を実施

・入所 工賃控除の徹底(年間28.8万円まで全額控除)

2. 事業者に対する激変緩和措置 (18年度補正:300億円)

→ 日割り化に伴い減収している通所事業者を中心とした対策を実施

・旧体系 従前額保障の引上げ(80% → 90%)

※旧体系から新体系へ移行する場合についても90%保障の創設

・通所事業者 送迎サービスに対する助成

3. 新法への移行等のための緊急的な経過措置 (18年度補正:660億円)

→ 直ちには移行できない事業者の支援と法施行に伴う緊急的な支援

・小規模作業所等に対する助成

・移行への改修等経費、グループホーム借上げのための初度経費の助成

・制度改正に伴うかかり増し経費への対応、広報・普及啓発 等

障害者自立支援法の抜本的見直しに向けた緊急措置

障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けて、当事者や事業者の置かれている状況を踏まえ、特に必要な事項について緊急措置を講ずる。

「特別対策」で造成した基金の活用を含め満年度ベースで 310億円 *
【平成20年度予算案】 130億円

① 利用者負担の見直し（20年7月～） 70億円 (満年度ベースで100億円) *

- ・低所得世帯を中心とした利用者負担の軽減【障害者・障害児】
負担上限月額を現行の半額程度に引下げ
- ・軽減対象となる課税世帯の範囲の拡大【障害児】
年収約600万円未満 → 約890万円未満（3人世帯の場合）
- ・個人単位を基本とした所得段階区分への見直し【障害者】

② 事業者の経営基盤の強化（20年4月～） 30億円 (「特別対策」の基金の活用を含め180億円) *

- ・通所サービスに係る単価の引上げ
- ・入所サービスにおける入院・外泊時支援の拡充 等
- ・ほかに基金事業の活用（150億円）
〔就労継続、重度障害者への対応（ケアホーム等）、児童デイサービス、相談支援等の事業、諸物価の高騰等への対応
について支援措置を実施〕

③ グループホーム等の整備促進（20年度～） 30億円 *

- ・グループホーム等の施設整備に対する助成

障害者の「働く場」に対する発注促進税制の創設 ※国会で審議中

【概要】

- 障害者の「働く場」に対する発注額を前年度より増加させた企業について、企業が有する減価償却資産の割増償却を認める。(法人税等の軽減)
 - ・ 減価償却資産は、事業に使用されているもののうち、現事業年度を含む過去3事業年度以内に取得したものが対象。(例:建物・冷暖房設備、照明設備、機械、車両、備品など「1年以上の長期保有資産」※詳細は別紙)

【税制優遇対象者】

- 青色申告者である全ての法人又は個人事業主が対象。

【適用期間】

- **5年間**(平成20年4月1日～平成25年3月31日)の時限措置

【割増償却額】

- 割増して償却される限度額は前年度からの発注増加額 (※)
 - 前年度に発注が無い場合は、当該年度の「発注額」がそのまま「発注増加額」となる。
- (※) ただし、対象となる固定資産の普通償却限度額の30%を限度する。

【対象となる発注先】

※税制優遇の対象となる障害者の「働く場」(予定)

- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所 (A型・B型)
- ・ 生活介護事業所
- ・ 障害者支援施設 (生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う施設)
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 旧授産施設 (身体・知的・精神)
- ・ 旧福祉工場 (身体・知的・精神)
- ・ 障害者雇用促進法の特例子会社、重度障害者多数雇用事業所

障害者の「働く場」への発注促進税制（イメージ）

授産施設等

発注額が増加した場合

企業

※障害者の「働く場」

就労継続支援事業所
特例子会社
重度障害者多数雇用事業所
等

割増償却

減価償却資産

〔 現事業年度を含む3事業年度以内に取得したものが対象 〕

【具体例】

- ・ 減価償却資産が1,000万円（償却期間10年、定額法）
- ・ 発注増加額が20万円の場合

償却限度額(①+②)
120万円

=

普通償却限度額(①)
100万円 (1,000万円 × 10%)

+

発注増加額(②)
20万円 (※)

〔 ※ 発注増加額が50万円の場合、減価償却資産の普通償却限度額(100万円)の30%(30万円)が限度となる。 〕

償却限度額 = 普通償却限度額 + 前年度からの発注増加額(※)

〔 ※ 対象となる固定資産の普通償却限度額の30%を限度とする。 〕